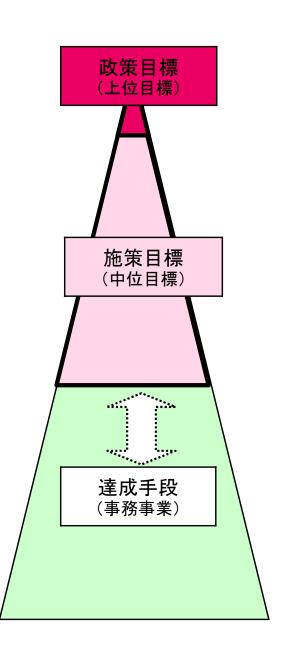


資料2-1

令和元年度実施施策の政策評価の概要

令和2年7月 原子力規制庁

令和元年度原子力規制委員会の政策体系について



原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る

政策評価の対象(6施策)

- I.原子力規制行政に対する信頼の確保
- Ⅱ.原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施
- Ⅲ.東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等
- Ⅳ.原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築
- V.核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施
- VI.放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化



行政事業レビュー(50事業)

各施策目標の評価結果について(総括表)

事前に定めた測定指標の達成度に基づいて、各施策の目標達成度合いを測定した。

施策目標	目標達成度合いの 測定結果	各指標の評価				
		S	Α	В	С	D
I.原子力規制行政に対する信頼の確保	目標達成 (A)	0	6	0	0	0
II. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ 適切な実施	目標達成 (A)	0	8	0	0	0
Ⅲ. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉 に向けた取組の監視等	相当程度進展有り (B)	0	4	1	0	0
Ⅳ. 原子力の安全確保に向けた技術・ 人材の基盤の構築	相当程度進展有り (B)	0	5	1	0	0
V. 核セキュリティ対策の強化及び 保障措置の着実な実施	目標達成 (A)	0	2	0	0	0
VI. 放射線防護対策及び危機管理体制の 充実・強化	目標達成 (A)	0	5	0	0	0

施策目標:1.原子力規制行政に対する信頼の確保

目標達成度合いの測定結果:目標達成 (平成30年度:相当程度進展あり)

判断根拠:全ての測定指標を達成したため。(S:O、A:6、B:O、C:O、D:O)

【原子力規制委員会で了承された原子力規制庁による自己評価】

- ▶ 以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
- 〇委員長及び委員と主要な原子力施設を保有する事業者等の経営責任者(CEO)の意見交換や委員長又は委員と地元関係者の意見交換等が適正に行われ、原子力規制行政の独立性・中立性・透明性が適切に確保されている。
- 〇国際原子力機関(IAEA)による総合規制評価サービス(IRRS)フォローアップミッションを受け入れ規制基盤の改善に活用したり第2期(令和2年4月から令和7年3月まで)の中期目標を策定したりするなど組織体制及び運営の継続的改善が行われた。
- OIAEAやOECD/NEA 等の国際機関や諸外国の原子力規制機関との情報交換を行うなど国際社会との連携を維持した。

【原子力規制委員会による指摘】

- 〇ホームページの利用のしやすさについては、現状の目標は達成しているものの、文書へのアクセス性の大幅な改善を図る必要がある。ホームページの利用のしやすさについて、新たな定量指標を設けることが望ましい。
- ○マネジメントシステムの文書の体系化を進めるべきである。表面的、形式的になることなく、個々の職員等において意識され、 実効的、現実的なものである必要がある。
- 〇組織体制及び運営の継続的改善については、「委員・幹部と職員との対話」などのマネジメントシステム改善ロードマップの活動への参加職員数が限定的であり、活動内容を再考すべきである。また、組織の風通しを良くし、率直かつ活発な議論によって関係者が問題点を良く把握し、業務を改善していく必要がある。
- 〇マネジメントシステム内部監査は組織の改善に有効に機能している。監査対象や他業務を勘案しつつ、対象件数を増やすことが望まれる。新検査制度の本格運用に入ることもあり、原子力規制事務所と本庁との連携などをチェックする必要がある。
- 〇国際社会との連携については、知見を収集するだけでなく、それらの規制への反映が十分であったか、自らからの知見の発信は十分に行えたのかを重視して行うべきである。

施策目標:II. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な 実施

目標達成度合いの測定結果:目標達成 (平成30年度:目標達成) 判断根拠:全ての測定指標を達成したため。(S:O、A:8、B:O、C:O、D:O)

【原子力規制委員会で了承された原子力規制庁による自己評価】

- ▶ 以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
- 〇新規制基準適合性審査をはじめ原子炉等規制法に基づく規制は厳正かつ適切に行われている。また、新検査制度の施行に 向けて段階的に試運用を実施し、本格運用に向けた準備が着実に行われた。
- 〇既許可の降下火砕物の最大層厚の設定が不適切であることへの対応、津波警報が発表されない可能性のある津波への対応等、最新知見に基づく規制制度の見直しは着実に行われた。また、試運用の結果を法令類へ反映するなど、新検査制度の施行に向けた準備が規制制度面でも着実に行われた。
- 〇審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行ったほか、3Sの調和に関する内部文書を策定するなど安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携を行った。
- 〇放射性同位元素の使用をしようとする者からの許可申請の審査及び届出の受理、許可届出使用者等及び登録認証機関等への立入検査等125件を実施し、放射線障害防止に係る規制を厳正かつ適切に実施した。
- 〇放射性同位元素等規制法に係る規制制度の継続的改善として、危険性の高い放射性同位元素(特定放射性同位元素)を取り扱う事業者に対し、盗取を防止するための防護措置を、令和元年9月より新たに義務付けること等を行った。

【原子力規制委員会による指摘】

- 〇「原子炉等規制法に係る規制の厳正かつ適切な実施」の評価の際、審査等に当たって特に資源を費やした論点についてどう 考えるのか工夫が必要である。
- 〇「原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善」に関し、安全性向上評価制度の定着、活用を一層図るべきであり、継続的な議論が必要である。
- 〇ウラン廃棄物の規制基準の整備について令和2年度の重点計画に記載すべき。

施策目標: III. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に 向けた取組の監視等

目標達成度合いの測定結果:相当程度進展あり(平成30年度:相当程度進展有り) 判断根拠:測定指標を概ね達成したため。(S:O、A:4、B:1、C:O、D:O)

【原子力規制委員会で了承された原子力規制庁による自己評価】

▶ 以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。

(東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視)

- 〇中期的リスクの低減目標マップに示された事項について、35件が完了した。また、廃炉作業の進捗による東京電力福島第一原子力発電所におけるリスク低減目標の長期化等を踏まえ、中期的リスクの低減目標マップの改定を行った。
- ○東京電力福島第一原子力発電所における規制を見直し、関係法令等の整備を行った。
- 〇東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について厳正な審査を行い、21件認可した。
- 〇ただし、東京電力における検討の進捗状況等により、実施計画の変更認可申請から1年以上経過している案件が2件存在しており、今後も対応していく必要がある。

(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)

〇事故分析の実施方針や体制等について整備し、現場調査や各会合において、必要な情報収集、調整及び検討を着実に実施 した。

(東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応における環境放射線モニタリングの実施)

〇福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を公表するなど東京電力福島第一原子力発電所事故後のモニタリングを適切に実施した。

【原子力規制委員会による指摘】

〇実施計画認可の対象とすべき範囲の見直しが課題。

施策目標:IV. 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

目標達成度合いの測定結果:相当程度進展あり(平成30年度:相当程度進展有り) <u>判断根拠:測定指標を概ね達成したため。(S:O、A:5、B:1、C:O、D:O</u>)

【原子力規制委員会で了承された原子力規制庁による自己評価】

- ▶ 以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
- 〇輸送・貯蔵兼用キャスクを用いた原子力発電所敷地内における使用済燃料貯蔵に関する規則等の改正や、審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善に向けた検討を進めるなど、最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善を進めた。
- 〇「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき安全研究プロジェクトを実施し、最新の科学的・技術的知見の 蓄積を進めた。
- 〇職員の採用、教育訓練の実施、研究系職員の原子力機構への派遣など、原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立を図った。
- 〇ただし、人材育成事業については、事業の評価体系及び達成度の評価を令和元年度内に、事業者を集めた情報交換会を令和2年度初めに行うとしていたが、新型コロナウィルス感染症の流行により、当初の予定どおり行えなかった。

【原子力規制委員会による指摘】

- 〇研究倫理、研究者の世界における基本的マナーについて考慮すべき。
- 〇安全研究や人材育成に関する委託事業の委託先において、事業費が適正かつ効果的に使用され、事業が所期の成果を上げる見込みであることを十分に確認することについては、引き続き留意する必要がある。
- 〇研修の体系化とともに、質の向上に努める必要がある。(他分野・組織からの学び、教わる側だけでなく教える側にも回る仕組み、研修の効果を評価する方法についての改善)

施策目標:V.核セキュリティ対策の強化及び保障措置の 着実な実施

目標達成度合いの測定結果:目標達成 (平成30年度:目標達成) 判断根拠:全ての測定指標を達成したため。(S:O、A:2、B:O、C:O、D:O)

【原子力規制委員会で了承された原子力規制庁による自己評価】

▶ 以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。

〇核セキュリティ対策の強化に資する制度整備として、原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為の脅威等の策定に伴い審査基準を改正するとともに、令和2年4月からの核物質防護に係る原子力規制検査の運用開始に向け、関係法令等の整備、ガイドの作成等を行った。

OIAEAが実施した2019年の我が国における保障措置活動に関する報告において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得たほか、国レベル保障措置手法に基づく施設タイプ別査察実施手順書についてIAEAと検討・協議を実施し、適用を開始するなど、保障措置を着実に実施した。

○審査及び検査の両面において、安全と核セキュリティの相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行ったほか、3Sの調和に関する内部文書を策定するなど安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携を行った。(再掲)

【原子力規制委員会による指摘】

O3Sの調和については、文書の整備に終わらず業務の中で適切に行うことが重要である。

施策目標: VI. 放射線防護対策及び危機管理体制の 充実・強化

目標達成度合いの測定結果:目標達成 (平成30年度:相当程度進展有り) 判断根拠:全ての測定指標を達成したため。(S:O、A:5、B:O、C:O、D:O)

【原子力規制委員会で了承された原子力規制庁の評価案】

- ▶ 以下のように、各種の取り組みが施策目標の達成に有効かつ効率的に寄与していると評価する。
- 〇安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者や事前配布方法等に関して原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を改正し、防護対策の実効性向上を進めた。
- 〇安全研究として「放射線安全規制研究戦略的推進事業」を着実に実施し、得られた成果の一部がICRP2007年勧告の国内制度等への取り入れの検討に活用されるなど、放射線規制・放射線防護に係る科学的知見の充実を進めた。
- ○緊急時モニタリングセンターに係る訓練等を行うとともに、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等により、放射線モニタリングとその技術的検討を適切に行った。
- ○環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視を実施し、その結果を遅滞なく公表した。
- ○緊急時の対応に関するマニュアルやシステムの整備、原子力事業者防災訓練への助言や評価、地方公共団体との緊急時通信訓練、原子力施設において事故・トラブルが発生した際の初動対応などを的確に行うことで、危機管理体制の充実・強化を図った。

【原子力規制委員会での指摘事項等】

〇防災訓練については、オンサイト対応に当たる要員とオフサイト対応に当たる要員が、それぞれ他方における知識を充実させることが重要であることを考慮して、今後、各種の訓練等を行う必要がある。

(参考)

目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(抜粋)

(平成25年12月20日 政策評価各府省連絡会議了承)

「目標達成度合いの測定結果」欄中、「(各行政機関共通区分)」欄には、目標期間が終了した時点や政策の改善・見直しに適切に反映できる時点(長期の計画の見直しに反映できる時点等)で、事前分析表において明らかにした測定指標における目標を実績に照らし、以下の区分のいずれに当たるかを記入する。

(原子力規制 委員会評価)

① 目標超過達成

全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの

S

② 目標達成

全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの

Α

③ 相当程度進展あり

一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの

В

④ 進展が大きくない

一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

C

⑤ 目標に向かっていない

主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

D